

東北デスティネーションキャンペーン

全国宣伝販売促進会議開催実施計画及び策定業務委託者募集要領

1 趣旨

この要領は、「東北デスティネーションキャンペーン（以下「東北 DC」という。）の全国宣伝販売促進会議開催実施計画及び策定業務」の受託業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

2 業務の名称

東北デスティネーションキャンペーン全国宣伝販売促進会議開催実施計画及び策定業務

3 事業の主体主

東北デスティネーションキャンペーン推進協議会

4 契約期間

契約締結の日から 2020 年 3 月 31 日（金）まで

5 事業内容

（1）事業名

東北デスティネーションキャンペーン全国宣伝販売促進会議

（2）実施内容

東北デスティネーションキャンペーン全国宣伝販売促進会議開催実施計画及び策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づくものとする。

（3）実施期間

2020 年 6 月 2 日（火）全国宣伝販売促進会議

2020 年 6 月 2 日（火）～6 月 4 日（木）エクスカーション（2 泊 3 日コース）

（4）委託上限金額（予定）

ア 委託上限金額

当該業務の事業費の上限は 1,000,000 円（消費税 10% 及び地方消費税含む）とする。

なお、本番運営業務等含む全体額は 51,000,000 円（消費税 10% 及び地方消費税含む）を予定する。全体額には本事業の実施計画及び策定業務に係る経費を含むものとする。

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、委託業務全体の規

模を示すためのものであることに留意すること。

また、エクスカーションについては、仕様書に基づき受託業者が責任を持って旅行業者を手配すること。営業管理費にはエクスカーション経費は含まないこと。

イ その他

なお、予算に変更が生じた場合は、速やかにその旨の連絡をする。

また、本業務は令和2年度の予算を含んだ事業のため、東北デスティネーションキャンペーン推進協議会会員の各県・市の一般会計予算が議決されなかった場合は、本件業務委託手続きについて停止の措置を行う事がある。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、別紙1「東北デスティネーションキャンペーン全国宣伝販売促進会議開催実施計画及び策定業務委託に関するプロポーザル参加申込書」(以下「申込書」という)書面を提出すること。

ア 企画提案参加申込書 (様式第2号) 1部

イ 宣誓書 (様式第3号) 1部

ウ 同種・類似業務の受注実績 (任意様式) 1部

- ・過去5年以内に官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
- ・過去5年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

(2) 提出期限 2019年11月13日 (水) 15時まで

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 東北デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局

(仙台市青葉区一番町2-2-13 (仙建ビル8F) 【(一社) 東北観光推進機構内】

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間 2019年11月8日 (金) 15時まで

(2) 質問及び回答について

ア 指定様式 (様式第1号) を用いて、電子メールにより提出すること。

イ 電子メールアドレスは、下記の通りとする。

dc@tohokutourism.jp

ウ 電話・口頭及び受付期間以外の質問は一切受付しない。

エ 質問に対する回答事項は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす場合がある。

- オ 審査に関する質問は、受け付けない。
- カ 質問に対する回答は、2019年11月12日（火）までに（一社）東北観光推進機構ホームページ「旅東北」内に掲載する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。<https://www.tohokukanko.jp/business/index.html>

8 提案書類の提出

- （1） 提案書類及び提出部数
- ア 企画提案書11部（A4、横綴じ）※企画提案書のページは50ページ以内とする。
- イ 書面の他に演出や画像の説明資料が必要な場合は、電子データ（DVD、CD-ROM）を提出すること。
- ウ 見積書。
- （2） 提出期限 2019年11月29日（金）15時まで
- （3） 提出方法 持参又は郵送とする。
- （4） 提出先 東北デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局
(仙台市青葉区一番町2-2-13（仙建ビル8F）【（一社）東北観光推進機構内】

9 選定方法等

「東北デスティネーションキャンペーン全国宣伝販売促進会議開催実施計画及び策定業務」受託者選定委員会を設置し審査する。

- （1） 審査方法
- プレゼンテーションは実施せず、企画書等による書類審査とする。
- （2） 審査内容
- 企画の内容については次の観点から審査する。
- ア 企画提案のコンセプト、本業務の基本的な考え方
- イ 全体会議
会場の設営、運営、進行管理、観光プレゼンテーション等の内容及び演出。
オープニング及びクロージングの演出。
- ウ 観光商談会、観光PRコーナー及び体験コーナー
観光商談会、観光PRコーナー及び体験コーナーの提案と運営。
- エ 歓迎レセプション等の企画・運営
全体の構成、演出の企画と運営。
- オ エクスカーション及び当日宿泊希望者の宿泊調整
企画提案書には、エクスカーション及び当日宿泊希望者の宿泊調整実施予定の業者のみを記載し提出すること。
エクスカーションのコースについては、受託会社と相談し決定する。
- カ 開催（契約）期間中の管理・運営体制

管理・運営体制及び見積り提案内容の整合性。

(3) ヒアリングの実施

プロポーザルに参加した業者に対し電話等でヒアリングを実施することがある。

(4) 審査結果の通知 2019年12月中旬まで文書で通知する。

(5) 事業者選定までのスケジュール

ア 企画提案募集開始	2019年11月5日（火）
イ 企画提案書作成等に関する質問受付期限	2019年11月8日（金）
ウ 企画提案書作成等に関する質問回答期限（予定）	2019年11月12日（火）
エ 企画提案への参加申込期限	2019年11月13日（水）
オ 企画提案書の提出期限	2019年11月29日（金）
カ 企画提案書の選考結果の通知（予定）	2019年12月中旬（予定）
キ 契約	2019年12月下旬（予定）

10 応募資格

応募者は、次に掲げる企画提案への応募資格の要件（以下「参加資格」という。）を全て満たす者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で応募するものとし、協議会との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 東北管内に営業拠点（本社、支店、営業所等）があり、本業務を円滑に処理することができる安定的かつ健全な財政能力を有している法人格を持つ事業者であること。
- (2) 過去5年以内（2014年4月1日～2018年3月31日の間）にデスティネーションキャンペーン全国宣伝販売促進会議又は類似する同等規模の会議、イベント等の企画・運営の実績を有すること。
- (3) 類似業務実績一覧を提出すること。（様式は任意）
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (8) 単独で企画提案した応募者は、共同提案の構成員となることはできない。

1 1 失格事由

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - ア 提出された企画提案書に不備のある者。
 - イ 本募集実施要領等に従っていない場合。
 - ウ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合。
 - エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案を行った場合。
 - オ 審査結果に影響を与えるような工作が行われた場合。
- (2) その他
 - ア 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第 4 号）を提出すること。
 - イ 取下願の提出があった場合も、既に提出された参加申込書及び企画提案書等は返却しない。
 - ウ 企画提案書等の再提出は認めない。
 - エ 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

1 2 契約の決定

- (1) 審査により選定された優先契約候補者と、契約締結交渉を行うものとする。
- (2) その際の契約金額は、提案した見積金額以内とする。
- (3) なお、協議が整わないときまたは優先契約候補者が参加資格の要件を欠いた場合、または契約締結交渉が不調となった場合は、審査により順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行うものとする。

1 3 その他注意事項等

- (1) 提出された企画提案書については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (2) 提案書等の審査を行う際は、参加を表明した者に通知することなく必要な範囲において複製を作成することがある。